組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月三日

香川県仲多度郡多度津町堀江四丁目一一番一三号

合同会社ＡＫＡＲＩ

代表社員　宗本　豪輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十一月十三日であり、株主総会の決議は、平成二十九年九月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年十月三日

福島県会津若松市城北町五番三号

有限会社小林商事

代表取締役　小林　正一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年十月三日

石川県金沢市吉原町ワ二〇三番地

有限会社京武蔵

代表取締役　梅原　竜一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十二月一日であり、株主総会の決議は、平成二十九年九月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年十月三日

広島県呉市阿賀中央九丁目四番二号

有限会社横畠組

代表取締役　田中　精江

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十月開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十月三日

茨城県稲敷市下太田四六六三番一五号

エヌアイパックス株式会社

代表取締役　関口　祐史

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十八日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十月三十日を引受けの申込期日とする募集株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十月三日

東京都港区新橋六丁目九番五号

株式会社ＳｏＷｈａｔ

代表取締役　馬場　一明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十月三日

大阪市北区中之島二丁目三番三三号

近畿総合リース株式会社

代表取締役社長　八木　正人

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十月二十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十一月九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十月三日

大阪市淀川区三津屋南三丁目一六番二三号

ピービーエム株式会社

代表取締役　松田　義之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十月三十日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十月三日

大分県宇佐市大字富山五〇七番地の二

株式会社ロード・ライン

代表取締役　都甲　三男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十月三日

東京都中央区新川二丁目二〇番五号

国際電子株式会社

代表取締役　内田　壮久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十月三日

愛知県豊橋市中岩田二丁目一番地の一

株式会社ほびーらトウア

代表取締役　榎本　晋也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十月三日

兵庫県宝塚市平井五丁目七番七号

株式会社平井萬樹園

代表取締役　齋藤　雅子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十月三日

兵庫県宝塚市平井五丁目八番一号

平井不動産株式会社

代表取締役　葛城　明子

限定承認公告

本籍鹿児島県大島郡伊仙町大字面縄二三三四番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　清水　妙子

右被相続人は平成二十九年三月中旬に死亡し、その相続人は平成二十九年八月二十一日鹿児島家庭裁判所徳之島支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月三日

東京都品川区中延五―四―五エスポワール荏原町一〇五

相続財産管理人　清水　章吾

限定承認公告

本籍広島県広島市南区宇品海岸一丁目一一番、最後の住所広島県広島市南区宇品海岸一丁目一一番二〇―五〇四号

被相続人　亡　川口　和則

右被相続人は平成二十九年四月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十九日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月三日

岡山市北区蕃山町三―七両備蕃山町ビル八階　岡山ひかり法律事務所

限定承認者弁護士　森　智幸

限定承認公告

本籍千葉県船橋市浜町一丁目四番地四四九、最後の住所広島市安佐北区可部東二丁目一六番三―二〇三号　被相続人　亡　駒津　公裕

右被相続人は平成二十九年八月六日死亡し、その相続人は平成二十九年九月十一日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月三日

広島市中区上八丁堀七番一号ハイオス広島五一三号　下中奈美法律事務所

限定承認者駒津裕志

代理人弁護士　下中　奈美

取消公告

平成二十九年九月十九日掲載の限定承認者駒津裕志に係る限定承認公告は取消します。

平成二十九年十月三日

広島市中区上八丁堀七番一号ハイオス広島五一三号　下中奈美法律事務所

限定承認者駒津裕志

代理人弁護士　下中　奈美

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月三日付第二一四号六四

ページ●同日付政府調達第一八七号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）